

平成 1 9 年 9 月定例会
提出議案概要

石 垣 市

条例案(一部改正)	3 件
予算案(補正予算)	8 件
その他	10 件
計	21 件

条 例 (3 件)

件 名	概 要
<p>議案第 73 号 石垣市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p>[保健福祉部：健康福祉センター]</p>	<p>乳幼児の医療費の一部助成について、対象年齢等を拡充することによって、より一層の保健の向上を図るため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児医療費助成の対象年齢を入院については、「4 歳児」から「6 歳児」に、通院については、「2 歳児」から「3 歳児」に引き上げる。 2 改正前は所得制限がなかったが、改正後(平成 19 年 10 月 1 日)から所得制限を設ける。 3 3 歳児の通院については、1 人 1 か月につき保険医療機関ごとに 1,000 円負担となる。 4 入院と在宅療養の公平化で、入院時の食事療養費標準負担額が削除される。 5 入院世帯の負担を緩和するため、1 日 700 円の一部負担金が廃止される。 <p>平成 19 年 10 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 74 号 石垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>[保健福祉部：健康保険課]</p>	<p>本市の国民健康保険に加入する被保険者のうち、退職被保険者等の加入者が 1,500 人を超え、かつ、その被保険者全体に占める割合が 3 %を超えるに至ったことに伴い、被用者保険等保険者を代表する委員を加えるため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容)</p> <p>(国民健康保険運営協議会の定数)</p> <p>第 2 条に次の 1 号を加える。</p> <p>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人</p> <p>公布の日から施行</p>

<p>議案第 75 号 石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例</p> <p>[建設部：港湾課]</p>	<p>石垣港離島ターミナルビルの供用開始に伴う施設内外の利用需要に対処するため、会議室の使用料を定めるほか、駐車場使用料の適正化を図るため、条例を一部改正するもの</p> <p>(改正内容)</p> <p>ターミナルビル会議室使用料として、離島ターミナルビル会議室については1時間まで1室ごとにつき300円、冷暖房設備を使用する場合は、1時間まで1室ごとにつき200円と定める。</p> <p>また、駐車場使用料に駐車券を紛失した場合は、1日ごとにつき1,800円と定める。</p> <p>公布の日から施行</p>
--	---

予 算 (8 件)

件 名	概 要						
<p>議案第 63 号 平成 19 年度石垣市一般会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>[企画部：財政課]</p>	<p>平成 18 年度決算剰余金 (繰越金) の基金への積立、普通交付税額の決定及び野球場整備に伴うもの</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1" data-bbox="708 1258 1374 1368"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,673,042</td> <td>274,321</td> <td>19,947,363</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	19,673,042	274,321	19,947,363
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
19,673,042	274,321	19,947,363					
<p>議案第 64 号 平成 19 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>[保健福祉部：健康保険課]</p>	<p>退職者医療療養給付費の追加交付及び国庫補助金 (療養給付費等負担金) の返還等に伴うもの</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1" data-bbox="708 1637 1374 1747"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,439,690</td> <td>55,850</td> <td>6,495,540</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	6,439,690	55,850	6,495,540
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
6,439,690	55,850	6,495,540					
<p>議案第 65 号 平成 19 年度石垣市老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>[保健福祉部：健康保険課]</p>	<p>平成 18 年度老人医療費実績に伴う一般会計への精算に伴うもの</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1" data-bbox="708 1957 1374 2067"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,388,906</td> <td>6,265</td> <td>3,395,171</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	3,388,906	6,265	3,395,171
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
3,388,906	6,265	3,395,171					

<p>議案第 66 号 平成 19 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>	<p>介護予防給付費の減額等に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="710 353 1374 454"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,710,717</td> <td>75,957</td> <td>2,634,760</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2,710,717	75,957	2,634,760
補正前の額	補正額	補正後の額					
2,710,717	75,957	2,634,760					
<p>議案第 67 号 平成 19 年度石垣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p>	<p>排水設備改造等資金貸付金条例の施行に伴い、排水設備改造等に要する貸付基金及び工事請負費を増額するもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="710 723 1374 824"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>214,528</td> <td>5,834</td> <td>220,362</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	214,528	5,834	220,362
補正前の額	補正額	補正後の額					
214,528	5,834	220,362					
<p>議案第 68 号 平成 19 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>平成 18 年度決算剰余金（繰越金）の基金への積立、一般会計への繰出し及び人件費の減額に伴う一般会計繰入金を減額するもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="730 1093 1369 1193"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>344,222</td> <td>680</td> <td>344,902</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	344,222	680	344,902
補正前の額	補正額	補正後の額					
344,222	680	344,902					
<p>議案第 69 号 平成 19 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔建設部：港湾課〕</p>	<p>歳入は、歳計純剰余金の繰越金、一般会計繰入金及び条例改正に伴う使用料を追加するもの。歳出は、繰越金の 2 分の 1 の財政調整基金積立金及び八島駐車場移設工事に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="730 1507 1369 1608"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,107,632</td> <td>46,465</td> <td>1,154,097</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	1,107,632	46,465	1,154,097
補正前の額	補正額	補正後の額					
1,107,632	46,465	1,154,097					
<p>議案第 70 号 平成 19 年度石垣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>〔建設部：下水道課〕</p>	<p>歳入は、繰越金と一般会計繰越金を増額補正するもの。歳出は、地方財政法第 7 条第 1 項の規定による積立金の増額及び人事異動等に伴う人件費の増減額、川平浄化センターと西浄化センターの電気系統修繕費の増額、補助事業に係る事業費の調整、償還金利子の増額等に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="735 1955 1369 2056"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>829,951</td> <td>13,827</td> <td>843,778</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	829,951	13,827	843,778
補正前の額	補正額	補正後の額					
829,951	13,827	843,778					

その他（10件）

件名	概要																								
議案第 57 号～60 号 市道の認定について [建設部：都市建設課]	<p>路線の認定は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とするため</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>起点 終点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>820</td> <td>美崎町縦 7 号線</td> <td>美崎町 11 番 19 美崎町 11 番 19</td> <td>市有地</td> </tr> <tr> <td>821</td> <td>美崎町縦 8 号線</td> <td>美崎町 11 番 8 美崎町 11 番 12</td> <td>市有地</td> </tr> <tr> <td>822</td> <td>コーラルタウン線</td> <td>大川 538 番 36 大川 538 番 18</td> <td>都市計画法による 帰属財産</td> </tr> <tr> <td>823</td> <td>米原 11 号線</td> <td>桴海 644 番 12 桴海 644 番 20</td> <td>都市計画法による 帰属財産</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	起点 終点	摘要	820	美崎町縦 7 号線	美崎町 11 番 19 美崎町 11 番 19	市有地	821	美崎町縦 8 号線	美崎町 11 番 8 美崎町 11 番 12	市有地	822	コーラルタウン線	大川 538 番 36 大川 538 番 18	都市計画法による 帰属財産	823	米原 11 号線	桴海 644 番 12 桴海 644 番 20	都市計画法による 帰属財産				
路線番号	路線名	起点 終点	摘要																						
820	美崎町縦 7 号線	美崎町 11 番 19 美崎町 11 番 19	市有地																						
821	美崎町縦 8 号線	美崎町 11 番 8 美崎町 11 番 12	市有地																						
822	コーラルタウン線	大川 538 番 36 大川 538 番 18	都市計画法による 帰属財産																						
823	米原 11 号線	桴海 644 番 12 桴海 644 番 20	都市計画法による 帰属財産																						
議案第 61 号・62 号 市道の変更について [建設部：都市建設課]	<p>路線の変更は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を必要とするため</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>説明</th> <th>変更前 変更後</th> <th>起点 終点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">776</td> <td rowspan="2">平得西上原 1 号線</td> <td rowspan="2">終点 の変更</td> <td>変更前</td> <td>平得 820 番 4 平得 820 番 12</td> <td>都市計画法による 帰属財産</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>平得 820 番 4 平得 820 番 21</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">780</td> <td rowspan="2">白保前原 1 号線</td> <td rowspan="2">終点 の変更</td> <td>変更前</td> <td>白保 286 番 10 白保 287 番 1</td> <td>市有地</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>白保 286 番 10 白保 268 番 248</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	説明	変更前 変更後	起点 終点	摘要	776	平得西上原 1 号線	終点 の変更	変更前	平得 820 番 4 平得 820 番 12	都市計画法による 帰属財産	変更後	平得 820 番 4 平得 820 番 21	〃	780	白保前原 1 号線	終点 の変更	変更前	白保 286 番 10 白保 287 番 1	市有地	変更後	白保 286 番 10 白保 268 番 248	〃
路線番号	路線名	説明	変更前 変更後	起点 終点	摘要																				
776	平得西上原 1 号線	終点 の変更	変更前	平得 820 番 4 平得 820 番 12	都市計画法による 帰属財産																				
			変更後	平得 820 番 4 平得 820 番 21	〃																				
780	白保前原 1 号線	終点 の変更	変更前	白保 286 番 10 白保 287 番 1	市有地																				
			変更後	白保 286 番 10 白保 268 番 248	〃																				
議案第 71 号・72 号 公有水面埋立について [農林水産部：水産課]	<p>石垣漁港広域整備事業において、漁港整備にかかる公有水面埋立免許について、県知事より諮問があるので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を必要とするため</p> <p>議案第 71 号 新栄町 84 番及び 85 番並びに同町 69 番 1 に接する無地番地の地先公有水面 議案第 72 号 新栄町 82 番、84 番及び 49 番の地先公有水面並びに 82 番及び 49 番に接する無地番地並びに 49 番、69 番 1 及び 84 番に接する無地番地の地先公有水面</p>																								

<p>同意第 5 号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>石垣市陸上競技場改修工事の設計の一部変更に伴い、契約を次のように変更するもの（平成 19 年 3 月 26 日議決）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">変更前</td> <td style="text-align: right;">395,850,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">変更後</td> <td style="text-align: right;">409,649,100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,799,100 円増</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	395,850,000 円		変更後	409,649,100 円			13,799,100 円増
契約金額	変更前	395,850,000 円								
	変更後	409,649,100 円								
		13,799,100 円増								
<p>報告第 11 号 専決処分の報告について（沖縄県市町村総合事務組合同約の変更について）</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。</p> <p>（内容）</p> <p>沖縄県後期高齢者医療広域連合が沖縄県市町村総合事務組合に加入することに伴う沖縄県市町村総合事務組合同約の変更について、専決処分を行った。</p>									